

川崎市認知症サポーターキャラバン事業事務局委託 仕様書

1 事業の背景と目的

認知症サポーターキャラバン事業は、認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーター等を養成することにより、認知症の人や家族が安心して暮らせる地域づくりを推進する事業である。

川崎市においても、認知症の人と地域で関わることが多い企業や教育機関に対する養成講座を拡大し、社会全体の認知症の支援の輪を広げている。今後、認知症サポーターのさらなる活動の場を広げるため、キャラバン・メイトや認知症サポーターを中心に地域で支えるネットワークを構築し、認知症の人と家族に対する早期からの支援を行う取り組みであるチームオレンジ構築の取組が必要となっている。また、令和6年1月に施行された「地域共生社会を実現するための認知症基本法」では、認知症サポーター養成講座等で、学校教育、社会教育において「新しい認知症観」に基づく実感的な理解の推進を図ることとされている。

そのため、本事業委託において、本市のキャラバン・メイト等で構成する連絡協議会を設置し、関係機関と協力・連携を図りながら、地域でのサポーター養成等の活動推進及び認知症の普及啓発を行うことを目的とする。

2 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

3 履行場所

川崎市内（事務局は受託事業所等に置く）

4 事務局の体制・設備

平日、午前9時から午後5時まで、問い合わせ等に対応できる人員配置（兼務可）とすること。

（ただし、年末年始、祝祭日を除く）

なお、事務所等に電話・FAX・Emailを設置し、相談支援等に速やかに対応できる体制を整えること。また、ホームページを設け、必要な周知ができる体制を整えること。

5 事業の内容

(1) 認知症サポーター養成講座の開催支援

- ・キャラバン・メイトが実施する認知症サポーター養成講座について、計画書の受付、全国キャラバン・メイト連絡協議会（NPO法人 地域共生政策自治体連携機構）保有のサーバーへの登録を行う。

- ・認知症サポーター養成講座の開催に関する相談等を受けるとともに、各区役所地域みまもり支援センター地域支援課、各地域包括支援センターと協力の上、キャラバン・メイト（講師）の紹介等の調整をする。

- ・講座の開催に必要な教材等（テキスト、資料等）の発注及び川崎市資料の印刷、受講者に交付する「認知症サポーターカード」を作成し、開催者へ送付する。

- ・講座実施後は、実施報告書を受け取り、全国キャラバン・メイト連絡協議会保有のサーバーへの登録を行う。また、認知症サポーター養成数及び開催回数を管理する。

(2) 認知症キャラバン・メイト養成研修の企画・実施

- ・認知症キャラバン・メイト養成研修について、川崎市認知症キャラバン・メイト連絡協議会運営委員会と協議の上、研修を企画し、年1回実施する。また、会場の準備、研修講師の手配、参加者の募集、申込の受付、研修資料の印刷、当日の運営、講師謝礼の支払を行う。
- ・研修の開催に必要な教材等（テキスト、資料等）の発注をする。
- ・全国キャラバン・メイト連絡協議会登録後、「キャラバン・メイト会員証」を発行する。
- ・キャラバン・メイトの名簿の管理及び全国キャラバン・メイト連絡協議会への登録・変更等行う。また、研修実績データを管理する。

(3) 川崎市認知症キャラバン・メイト連絡協議会の設置

- ・川崎市認知症キャラバン・メイト連絡協議会会則に基づき、養成したキャラバン・メイトを会員とし、連絡協議会を設置する。
- ・協議会は、運営に関する執行機関として運営委員会を置き、委員の選任事務を行う。
- ・川崎市認知症キャラバン・メイト連絡協議会運営委員会を年3回以上開催し、議事録を作成すること。また、開催後2週間以内にデータで提出すること。
- ・川崎市認知症キャラバン・メイト連絡協議会総会を年1回開催すること。

(4) 認知症キャラバン・メイト及び認知症サポーターの活動支援

- ・認知症・キャラバン・メイトが、「地域共生社会を実現するための認知症基本法」を踏まえた「新しい認知症観」の実感的な理解を深められるような講座を実施できるよう、市と連携し、活動促進のための支援を行う。
- ・認知症キャラバン・メイトフォローアップ研修について、川崎市認知症キャラバン・メイト連絡協議会運営委員会と協議の上、研修を企画し、年1回実施する。また、会場の準備、研修講師の手配、参加者の募集、申込の受付、研修資料の印刷、当日の運営、講師謝礼の支払を行う。
- ・川崎市認知症キャラバン・メイト連絡協議会会則に基づき、認知症サポーター養成講座を開催する会員に交通費相当を支給する。

(5) 認知症サポーターキャラバンの広報周知

ホームページにおいて、公開可能な認知症サポーター養成講座や認知症キャラバン・メイト養成研修について広報周知を行うこと。

6 事業の実施報告等

(1) 事業実績報告書

- ・認知症サポーター養成講座実績・認知症キャラバン・メイト活動状況実績を市の指定する様式により上半期・下半期それぞれの期の翌月 10 日までに報告する。
- ・各年度末において、当事業委託の実績に関する報告書を作成し、3 月 31 日までに報告する。

(2) 委託料収支報告書

各年度 3 月 31 日までに委託料収支報告書を提出すること。

7 文書の保存

本委託事業に関する関係書類は、事業終了後 5 年間保存すること。

8 その他

この仕様書に定めのない事項等については、市と受託者との協議の上で決定すること。